



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

50 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課) .....	1
51 県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課) .....	1
52 県営ため池等整備事業の工事の完了	(〃) .....	2
53 保安林の指定の解除	(森林整備課) .....	2

### ○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課) .....	2
---------------	---------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年1月27日

和歌山県知事 宮崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012000125	有限会社ライフケアあわせ	御坊市御坊184番地6	居宅介護	有限会社ライフケアあわせ	御坊市御坊184番地6	令和8.1.31

### 和歌山県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業畠池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和8年1月27日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年1月27日から同年2月16日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

---

和歌山県告示第52号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月27日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 事業名 県営ため池等整備事業 竹の池地区

2 確定年月日 令和5年10月26日

3 工事を完了した時期 令和7年10月8日

---

和歌山県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年1月27日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡印南町大字島田字橋谷2320の3、2320の4、2320の9、字瀧谷2366の1、2366の2、2366の11

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 指定理由の消滅

---

公 告

---

都市計画の図書の写しの縦覧公告

かつらぎ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月27日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 都市計画の種類及び名称

かつらぎ都市計画下水道（かつらぎ町公共下水道）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課